

飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
国家公安委員会
外 務 大 臣
厚生労働大臣
農林水産大臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

飲食料品製造業分野

2 特定産業分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（1）特定技能外国人受入れの趣旨・目的

飲食料品製造業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

（2）生産性向上や国内人材確保のための取組等

（生産性向上のための取組）

飲食料品製造業分野は、深刻な人手不足の状況にある中、飲食料品製造業界では、生産性向上のための取組として、ロボット導入などの設備投資、I o T ・ A I 等を活用した省人化・低コスト化、専門家による工場診断等が進展し始めている。一般社団法人日本食品機械工業会の平成 29 年度食品機械調査統計資料によると、食品機械の国内販売額は直近 2 年間で 11% 増加（平成 27 年に 5,175 億円が平成 29 年には 5,760 億円に増加）しているほか、一般社団法人日本ロボット工業会の調査によると、飲食料品製造業向けのロボットの国内出荷額は直近 2 年間で 39% 増加（平成 27 年に 35 億円が平成 29 年に 49 億円に増加）している。

また、健康志向や高齢化など経済社会の変化に応じた新たな商品の投入や、従来の商品に新たな価値を見出した商品の提供など、付加価値向上のための取組も進展し始めている。経済産業省「工業統計調査」によると、食料品製造業の付加価値額

は平成 22 年から平成 27 年までの 5 年間で 10%増加している。

さらに、農林水産省では、専門家による生産性向上の技術や優良事例の紹介を行う「食品産業生産性向上フォーラム」の開催等の取組を行い、関係者の理解増進が進みつつあるところである。

(国内人材確保のための取組)

国内人材の確保に関し、女性・高齢者が働きやすい雇用環境の改善や研修・セミナーの開催等の取組が業界内で進展し始めている。食料品製造業の女性就業者の割合は平成 28 年度に 52%となり、全製造業平均の 30%を大幅に上回っている（平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で食料品製造業の女性就業者の割合は 52%前後で推移している。）ほか、食料品製造業の 60 歳以上従事者は平成 28 年度に 21%となり、全製造業平均の 16%を上回っている（平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間で食料品製造業の高齢雇用者の割合は 3.5%増加）などの成果が上がっているところである。

また、国内人材の確保に関し、女性・高齢者の就業促進のため、「食品産業の働き方改革早わかりハンドブック」の作成・周知を行い、関係者の理解増進が進みつつあるところである。

(処遇改善のための取組)

人手不足を踏まえた賃上げ等の処遇改善に関し、経済産業省「工業統計調査」によると、従業員一人当たりの給与額は増加（平成 18 年に 273 万円が平成 28 年に 289 万円まで増加）しているほか、食料品製造業の正社員比率は直近 2 年間で 2.0 ポイント上昇（平成 27 年度に 46%が平成 29 年度に 48%に増加）するなどの成果が上がっているところである。

また、人手不足を踏まえた賃上げ等の処遇改善のため、収益力を向上させるための支援策等に関する講義を行う「『稼ぐ力』応援セミナー」の開催等の取組を行い、関係者の理解増進が進みつつあるところである。

(3) 受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

飲食料品製造業は、事業所数及び従業者数が製造業の中では第 1 位であり、また、大都市圏とそれ以外の地域において、従業者数比率に大きな偏りはなく、地域経済の観点からも雇用と生産を支える産業として重要な役割を担っているといえる。

経済産業省「工業統計調査（平成 29 年）」によれば、製造業全体に占める食料品製造業の従業者数の比率は、3 大都市圏が 13.0%、それ以外の地域が 15.1%となっており、ほぼ同程度の水準となっている。

また、経済産業省「経済センサス（平成 28 年）」によれば、食料品製造業の製造品出荷額が製造業で第 1 位となっているのは 9 道県（北海道、宮城、新潟、奈良、高知、佐賀、宮崎、鹿児島、沖縄）となっている。また、第 3 位までに位置している都道府県は 23 道府県に上っている。

次に、飲食料品製造業分野における労働力需給の現在の状況は、他の製造業と比べ雇用人員不足感が高い状況にある。平成 29 年度の飲食料品製造業分野の有効求人倍率は 2.78 倍であり、1.54 倍である全体より大きい。また、厚生労働省「雇用動向調査」によれば、平成 28 年度の欠員率が 3.0%に達している。さらに、日銀短観

によれば、「食料品製造業」（中小企業）の雇用人員判断（D I）は、平成 29 年 3 月にはマイナス 30 であったものが、平成 30 年 9 月にはマイナス 41 となり、今後の先行きもマイナス 46 となることが見込まれており、「製造業全般」（中小企業）よりも深刻な状況である。

経済産業省「経済センサス」及び「工業統計調査」によれば、平成 28 年の飲食料品製造業の従業員数は約 140 万人であり、また、厚生労働省「雇用動向調査」によれば、平成 28 年の欠員率は 3.0% である。これら二つの数値を乗じることにより、欠員数を 4.3 万人と見込んでいる。

現在のトレンドを踏まえれば、5 年後の令和 5 年度には、欠員率は 5.1% に増加することが見込まれ、従業員数を横ばいとして、欠員数は 7.3 万人と推計している。

このため、飲食料品製造業分野においては、生産性の向上及び国内人材の確保に向けた最大限の努力を不断に行っているところであるが、ある程度目視や手作業に頼らざるを得ない工程もあり機械化の取組にも限界があること、平成 30 年の食品衛生法改正により、令和 2 年 6 月までに全ての飲食料品製造業者に H A C C P（原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の潜在的な危害要因を分析し、特に重要な工程を継続的に監視、記録する工程管理システム）に沿った衛生管理の制度化への対応が求められることから、今後、飲食料品の製造現場において H A C C P を含む衛生管理の知識を有する人材を確保していくことが急務な状況となっていること等から、人手不足の状況を直ちに改善することは困難である。

このため、飲食料品製造業の持続可能性を阻害しないよう、特定技能外国人を受け入れることで、我が国の飲食料品製造業の持続的な存続・発展を図り、良質で安全な飲食料品を安定的に供給する体制を確保することが必要不可欠である。

（４）受入れ見込数

飲食料品製造業分野における向こう 5 年間の受入れ見込数は、最大 3 万 4,000 人であり、これを向こう 5 年間の受入れの上限として運用する。

向こう 5 年間で 7 万 3,000 人程度の人手不足が見込まれる中、今般の受入れは、5 年間で 2% 程度（5 年間で 2 万 7,000 人程度）の生産性向上及び追加的な国内人材の確保（5 年間で 1 万 2,000 人程度）を行ってもなお不足すると見込まれる数を上限として受け入れるものであり、過大な受入れ数とはなっていない。

飲食料品製造業分野における都道府県別の有効求人倍率（平成 29 年度）を見ると、岡山県が 7.44 倍、富山県が 5.62 倍、福井県が 5.50 倍となるなど、特に倍率が高い地域となっている。農林水産省では、「食品産業生産性向上フォーラム」や「『稼ぐ力』応援セミナー」等の場を通じて、こうした地域における人材ニーズや生産性向上に向けた課題等の把握を行い、受入れ見込数の設定に当たっての参考にしたところである。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

飲食料品製造業分野において特定技能 1 号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は飲食料品製造業分野の第 2 号技能実習を修了した者と

する。

(1) 技能水準（試験区分）

「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」

(2) 日本語能力水準

「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

4 法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

- (1) 農林水産大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の必要の対応を行うとともに、上記2（4）に掲げた向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。
- (2) 受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、法務大臣に対し、受入れの再開の措置を求める。

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 1号特定技能外国人が従事する業務

飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工、安全衛生）

(2) 特定技能所属機関に対して特に課す条件

- ア 特定技能所属機関は、農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される「食品産業特定技能協議会」（以下「協議会」という。）の構成員になること。
- イ 特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- ウ 特定技能所属機関は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、必要な協力を行うこと。
- エ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会の構成員となっており、かつ、農林水産省及び協議会に対して必要な協力を行う登録支援機関に委託すること。

(3) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

農林水産省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して必要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することと

ならないようにするために必要な措置

- ア 特定技能外国人の就労が大都市圏等の地域に過度に集中することがないように、「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」の国内における試験は、大都市に限らず地方も含めて幅広く実施するという観点から、全国10か所程度で実施する。
- イ 農林水産省は、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、協議会での協議も踏まえ、生産性向上のための取組や国内人材確保のための取組が行われていてもなお外国人を含む人手不足が顕著である地域が認められる場合には、その地域において特定技能外国人の就業が円滑に行われるよう、試験の開催場所・頻度等の調整に努めるとともに、その他必要な支援等について、制度関係機関、関係業界団体等とも連携して取り組む。